

負担をなくせという要求も入っているが、そのような要求は無理だと思う。

議会中以外に行われた委員会報告

平成22年11月25日

1 こころの健康づくり事業について

これは「ファミリー健康プラン・10年計画」の本年度の事業として取り組んでいるものである。心の健康づくりを推進する支援者を育成することを目的にしている。支援者が自らの組織・団体の活動において、心の健康づくりを意識した活動が展開できるようにサポートすることを目指した学習活動である。20名ほどの参加者で進められている。7回の講座を計画し、11月中旬に第3回まで行う。

主な質疑

Q…支援者を育成することだが、その後どのような活動計画があるのか。
A…自殺対策が大きな目標である。しかしそういう可能性のある人たちに集まってもらうというのは困難

なので、その人達の周辺に支援する人がいるような状況を広く作ることを目指している。

Q…ひきこもりで家族が困っているという話もきくが、町は引きこもりをどれくらいつかんでいるのか。

A…様々な組織からの情報、保健師の訪問活動などで掴んではいるが、該当する家族も隠したいという気持ちはあるので、完全にはつかめない。そういう情報がきちんと入る仕組みを作りたいと思っている。

2 後期高齢者医療制度の廃止に伴う制度改正について

年齢で区別することを止め、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に、その他は全員を国保会員とする。高齢の国保会員の保険料については、現在はその人個人の年金から引きをしているが、新制度では世帯主が一括支払うようになり、年金天引きはできなくなる。従って年金天引きではほとんど滞納はなかった保険料が、新制度では収納率が落ちるのではないかという懸念がある。

主な質疑

特になし。

3 介護保険事業計画について

現在の第4期計画期間は平成22年度で終了し、平成24年度から3年間の第5期計画を平成23年度中に作成しなければならぬ。そのために、新計画年度のサービスの必要量を算出しなければならぬが、そのニーズ調査を今年度中から始める予定である。

主な質疑

Q…第5期の保険料もまた上がることになるだろうが、それを抑える手だてはないのか。
A…介護予防策に力を入れる他はない。

Q…介護従事者の処遇改善のために、湯沢町として何かの手は打っているのか。
A…処遇改善の費用を生み出すために、介護サービス費用を若干引き上げて各事業所の収入が増えるような手だては打たれたが、町としてはそのことには関

われない。

4 高齢者の対策（認知症）について

認知症患者の数は、湯沢町では国の発生推定率（65歳以上の7.6%）を10年前にすでに超えている。ほとんどが在宅で暮らし、寝たきりの人もほとんどいない。施設は常に満床、待機者も多い。独居老人世帯、高齢者のみの世帯を対象に、「訪問支援員（キャラバンメイト、ヘルパー）による訪問事業」「見守りネット訪問員（キャラバンメイト）が概ね週に1回定期訪問を行う事業をやっている。

主な質疑

Q…町として認知症にならない手だて、予防対策はしているのか。
A…初期の段階なら進行を遅らせるいい薬があるので、

ちようと心配ならすぐ医師の診察を自ら受けてほしい。また薬局の窓口で対応がつかないと気付いたら、薬局の方からも医師に連絡を入れてほしいと頼んでもある。

Q…早い段階で治療を始める必要があるが、町独自で予防と早期発見の事業に取り組めないか。

A…かかっても安心して暮らせる町にしたいと思っている。65歳以上の基本検診の中にそれを調べる項目も入っている。

Q…今後の町の方針は？
A…「認知症が始まった人の発見と、家族の支援の仕方を検討するための面接調査計画」を作って実施する予定である。それは地域の人々の認知症に関する意識や関わりの実態・課題を把握すること、そして有効な認知症支援の施策を検討するためである。面接対象者は、人がたくさん集まる所で仕事をしている人、多くの人と接することが仕事の人、今後支援者になつてもらえそうな人である。